

平成 14 年 1 月 10 日

企業会計基準委員会御中

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ

自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準に関するコメント

貴委員会より平成 12 年 12 月 21 日付で公表された会計基準案に関し下記のとおり、当社意見を申し述べます。

記

自己株式の処分に伴う法人税等の取り扱い

自己株式の処分に係る法人税等（繰延税金資産・負債の取崩を含む）については、損益計算書に計上するのではなく、自己株式処分差額とともに資本剰余金を増減させることを明確にして頂きたい。自己株式処分差額のみを資本取引とすると、損益計算に大きなゆがみが生じる。

連結財務諸表における子会社及び関連会社が保有する親会社株式等の取り扱い（第 29 項から第 32 項）

この表題では、子会社の連結財務諸表にも適用があるように誤解を与えかねない。表題の頭に「親会社の」を挿入した方がよいと考える。

親会社は関連会社を支配しているわけではないので、関連会社の親会社株式の取得を会社財産の払い戻しと考えることには無理がある。また、非連結子会社は重要性がないため連結をしていないわけで、本件の対象とする必要性はない。したがって、「連結子会社」が保有する親会社株式のみを資本の控除項目とすべきである。

一方、連結子会社の財務諸表においても、米国基準と同様に親会社株式を資本の控除とすべきである。現状の案によると、連結子会社が親会社株式を処分した場合、連結子会社の（連結）財務諸表では損益計算書を通して利益剰余金の増減となるにもかかわらず、親会社の連結財務諸表では資本剰余金の

増減となり、永久差異となってしまふ。

論点1. (企業会計基準及び企業会計基準適用指針の構成)

構成自体に関しては異論ない。

ただし、公表にあたっては、「会計基準」の右側にそれに対応する「結論と背景」を記載した表を付録としてつけて欲しい。そうすることにより実務者の理解が深まると考える。

また、企業会計審議会が制定する会計基準、日本公認会計士協会の実務指針、財務諸表規則等の内閣府令及び計算書類規則と貴委員会の制定する会計基準等との関係を明確にされたい。

論点2. (資本の部の区分 - 第14項から第18項)

第16項に「資本金及び資本準備金減少差益、自己株式処分差益等その内容を示す科目」とあるが、勘定科目名は各会社で適当な名称を付してよいということか。また、「等」は何を想定しているのか。

そもそも、勘定科目名を定めるのは、企業会計基準委員会の基準書なのか財務諸表等規則などの内閣府令なのか。

また、「差益」というと一般に損益計算書に計上されるものを思い浮かべるので、誤解のもととなっている。このことは、「合併差益」報道で新聞記者が正しく理解せず執筆していること、及びそれを読んだ読者も誤解をしていることにより実証されている。「差益」ではなく「取崩額」とか「差額金」という表記の方がよいと考える。

論点3. (自己株式の取得、保有 - 第19項から第20項)

第19項によると、自己株式は「取得原価」をもって資本の部から控除することとなっているが、この「取得原価」は過去の減損処理後の金額という理解でよいか。

合併により被合併会社が保有していた合併会社株式の「取得原価」とは、被合併会社の「取得原価」か、それとも合併会社が被合併会社の資産を受け入れた際の「受入価額」か。

論点4. (自己株式の処分 - 第21項から第24項)

第60項に「払込資本を表す資本性の剰余金のマイナス表示は適切ではない」

との記述があるが、理由になっていない。マイナス表示できない理由を明確に記述願いたい。

中間決算においては当該期間を会計年度と考えて、自己株式処分差益と自己株式処分差損を相殺消去することになると理解している。この場合、中間と年度で表示場所が異なることが予想されるが、中間決算の実績主義との関係はどう考えるのか。

論点5. (自己株式の消却 - 第25項から第26項)

消却の際に減額する資本項目をなぜ取締役会で決定しなくてはならないのか。会計処理方法の意思決定について、取締役会の決議が必要だという規定はどこにもないのであるから、会社の自治でよいのではないか。

論点6. (資本金及び資本準備金の取崩によって生ずる剰余金 第33項)

異論なし。

論点7. (資本剰余金の区分におけるその他資本剰余金の処分 第34項から第36項)

異論なし。

論点8. (開示 - 第38項から第39項)

第84項に「株主総会における議案には、本会計基準により、---その他資本剰余金の処分が生ずることになるため」とあるが、財務会計基準機構は商法の計算書類の様式も規定するのか。貴委員会の守備範囲を明確にされたい。

論点9. (適用時期 - 第40項から第41項)

異論なし。

論点10. (代用自己株式としての使用による処分 - 第5項)

株式交換の場合に親会社の連結決算においてパーチェス法を採用した場合の個別財務諸表と連結財務諸表の仕訳例を記載願いたい。

論点11. (新株予約権の行使に伴う自己株式の交付による処分 - 第6項)

異論なし。

**論点12.（その他資本剰余金の処分による配当等を受けた株主の会計処理
- 第3項から第6項）**

税務規定と会計基準の平仄がとれるよう貴委員会において税務当局と調整
願いたい。

以 上